参考資料

平塚市食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法第18条の規定に基づき、(仮称)平塚市食育推進計画(以下「計画」という。) の策定及び計画の推進等をするため、平塚市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の設置 について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること
 - (2) その他計画の策定に必要な事項
 - (3) 計画の推進に関すること
 - (4) その他委員会で必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委 員)

- 第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 公募委員
 - (3) 食に関係する団体等の推薦する者
 - (4) 保育、教育関係団体等の推薦する者
 - (5) 保健分野の団体等の推薦する者

(任期)

第5条 委員の任期は3年間として、平成22年3月までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に準じ予算の範囲内において支給する。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き議事を決することはできない。

(意見等の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明を 聴くことができる。

(専門部会)

第10条 専門的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は、健康・こども部健康課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年1月1日から施行する。